⑵　筆記試験
次に掲げる課題について行う。
ア　審査課題ア（必須項目）
農業等に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの
農業概論（食料・農業・農村をめぐる情勢、食料・農業・農村に関する政策、農業技術・経営及び農村生活に関する知識、知的財産権に関する知識）
イ　審査課題イ（選択項目）
下記項目のうちから受験者が１項目を選択して受験するものであって、農業等に関する高度かつ専門的な技術に関する知識及びその応用能力の有無を判定する内容のもの
作物、園芸、畜産、土壌及び肥料、植物保護、労働・機械及び農作業、地域計画、流通及び加工、経営管理
ウ　審査課題ウ（必須項目）
農業の現場における課題を解決するのに必要な地域の現状の把握、普及指導計画の策定及び現場の指導等に関する企画立案の能力並びに普及指導活動手法に関する知識の有無を判定する内容のもの
⑶　口述試験
面接により、農業の現場における課題を解決するのに必要な専門的知識、意欲及びコミュニケーション技術等を有するか否かの判定を行う。

２　受験資格
試験を受けることができる者は、施行規則第４条第１項各号のいずれかに該当する者（同条第２項の規定の適用を受ける者を含む。）である。

３　試験の実施期日及び場所
⑴　筆記試験
ア　実施期日
令和８年８月18日　14：00～16：00　審査課題イ
令和８年８月19日　10：00～12：00　審査課題ア
令和８年８月19日　13：30～16：00　審査課題ウ
イ　場　　所　試験地は札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市のうちで別途受験者に対して通知する場所
注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。その場合は、その旨を公表し、又は通知する。
⑵　口述試験
ア　実施期日　令和８年11月24日から11月27日までの間において別途受験者に対して通知する日
イ　場　　所　試験地は札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市のうちで別途受験者に対して通知する場所
注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。

４　受験手続
⑴　受験願書の受付期間
受験願書の受付期間は令和８年５月７日から６月３日までとし、受付期間を過ぎて提出された受験願書は受け付けない。郵送により提出された受験願書は、令和８年６月３日までの消印のあるものに限り受け付ける。
⑵　受験願書の添付書類
受験願書（１部）の添付書類は、次に掲げるものとする。
ア　施行規則第７条第１項各号に掲げる書類（１部）
イ　令和８年普及指導員資格試験提出書類一式を記載した書類（１部）
ウ　平成17年４月１日前に農業改良助長法の一部を改正する法律（平成16年法律第53号）による改正前の農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の３第２項に規定する改良普及員資格試験に合格した者（農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第９号）による改正前の農業改良助長法施行令（昭和27年政令第148号）附則第２項の規定により改良普及員資格試験に合格した者とみなされた者を含む。）にあっては、改良普及員資格試験又は蚕業改良指導員の任用に関する資格試験の合格証書の写し又は合格証明書（１部）
エ　ア及びウの書類の証明事項として出願者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合は、改姓又は改名があったことを証明する書類（１部）
オ　写真（１枚）
カ　外国における教育機関の卒業若しくは修了又は行政機関等の在職期間に関する認定を受けようとする者にあっては、施行規則第５条第３項に規定する認定申請書（１部）
⑶　受験願書等の提出方法
受験願書及びその添付書類は、次に掲げる方法により提出する。
ア　郵送する場合
封筒の表面に「普及指導員資格試験受験願書在中」と朱書し、農林水産省農産局農産政策部技術普及課（東京都千代田区霞が関一丁目２番１号）あてに簡易書留扱いにして郵送する。
イ　持参する場合
農林水産省農産局農産政策部技術普及課まで持参する。
ウ　メールを使用する場合
普及指導員資格試験願書受付用メールアドレス（shikakushiken_hukyu@maff.go.jp）あてにパスワードを付した電子ファイルを添付し、別メールでパスワードを送付する。
⑷　受験願書等の追完
受験願書及びその添付書類に不備があるときは、その追完を求める。この場合において、求めに応じて追完が行われないときは、受験願書を受理しない。
⑸　受験手数料
受験手数料は、徴収しない。

５　受験票の交付
受験願書を受理したときは、受験票を交付し、筆記試験の場所を通知する。

６　書類審査及び筆記試験の合否通知
書類審査及び筆記試験の合否は、令和８年11月上旬に通知する。その際、合格者に対しては、口述試験の実施期日及び場所を通知する。

７　合格者の発表等
口述試験の実施後一月以内に、合格者の受験番号を農林水産省ホームページの　政策情報＞農業生産＞普及事業＞資格試験情報　内（https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_siken/index.html）にて公表する。
また、合格者には、合格証書を交付する。

８　個人情報の取扱い
受験願書及びその添付書類に記入された個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に管理し、試験実施事務のために使用する。

９　その他
⑴　受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ること。
⑵　受験資格、受験手続等の詳細については、農林水産省ホームページに掲載する受験案内を確認し、不明な点がある場合は、農林水産省農産局農産政策部技術普及課（03―3502―6460）に問い合わせるものとする。
なお、受験案内の郵送を希望する者は、封筒の表面に「普及指導員資格試験受験案内請求」と朱書し、その送付先を記載の上、180円切手を貼付した返信用封筒（角形２号240㎜×332㎜）を同封して申し出ること。